

# 可燃ごみ (もやせるごみ)

資源ごみ

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

容器包装  
プラスチック

有害ごみ

収集できない  
ごみ

リサイクルの森  
について

ごみ品目別  
一覧表

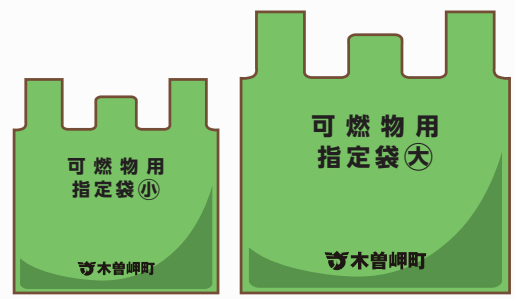
**出せる  
もの**  
主な品目

<p><b>台所ごみ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生ごみ (残飯・調理くずなど)</li> <li>● 貝殻</li> </ul>	<p><b>紙製品</b></p> <p>※再生可能なものを除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 紙くず</li> <li>● 紙おむつ (汚物はトイレへ)</li> <li>● トイレ用ペーパー・ラップの芯</li> </ul>	<p><b>食品の付着のある紙箱など</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 焼きそば・たこ焼きなどの箱で食品の付着があるもの (可能な限り、食品を取って「資源ごみ」に出してください)</li> </ul>
<p><b>プラスチック製品</b></p> <p>※容器包装プラスチックを除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ポリバケツ、ポリ容器</li> <li>● 歯ブラシ</li> <li>● CD・DVD (プラケースも「可燃ごみ」です)</li> <li>● 子ども用おもちゃ</li> </ul>	<p><b>ゴム製品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 長ぐつ</li> <li>● ゴム手袋</li> <li>● 輪ゴム</li> </ul>	<p><b>枝木</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 剪定枝</li> </ul>
<p><b>布製品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ぬいぐるみ</li> <li>● 軍手</li> </ul>	<p><b>木製品</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 木づち</li> <li>● 積み木</li> </ul>	<p><b>その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生花・草木・枯葉</li> <li>● 乾燥剤・保冷剤</li> </ul>

## 出し方のルールとマナー

以下の点に注意してください。

**必ず  
可燃物用指定袋で  
出してください!**



可燃物用指定袋に入らない場合は**粗大ごみ**として出してください。

- 生ごみは、十分水切りをしてください。
- 紙おむつは汚物をトイレで流したうえで出してください。
- ひも類などの長いものは、長さ2m以下に切って出してください。
- 長いものや幅の広いもので長さ2m以下に切れないもの、または指定袋に入らないものは「粗大ごみ」扱いとなります。
- 不燃ごみは、絶対に入れないでください。
- 木材 (枝を含む) 類を「可燃ごみ」として処理する場合は、指定袋に入る長さで、太さ5cm以下にして出してください。
- 草木についた土は取り除いてください。

収集日

A地区…月・木曜日  
B地区…火・金曜日

資源ごみ

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

容器包装  
プラスチック

有害ごみ

収集できない  
ごみ

リサイクルの森  
について

ごみ品目別  
一覧表

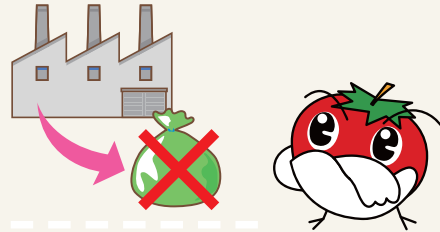
## 事業系ごみは町の収集には出せません

町が収集するごみは、町内の一般家庭から排出されるごみに限られています。このため、事業所から排出されるごみ(事業系一般廃棄物)は、たとえ町の指定袋を使用したとしても出すことはできません。桑名広域清掃事業組合リサイクルの森に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者(住民課にお問い合わせください)に委託するなどして適正に処理してください。

なお、事業所が使用するごみ袋は、異物が混入していないか確認できるような透明な袋に限定しています。透明であれば市販の袋で構いませんので、スーパーなどで購入して排出してください。

### 参考

木曾岬町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第4条により、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められています。



## 野外焼却は原則禁止です!

庭先や空き地などで、ごみを焼却することは、有害なダイオキシン類の発生が懸念されるとともに、煙や悪臭などにより周辺の生活環境に多大な悪影響を及ぼすため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

ごみは個人で焼却せずに、町指定のごみ袋に入れて、適正に処理するようにしましょう。

### ～例外とされる廃棄物の焼却例～

河川敷の草焼き、道路沿の草焼き、災害などの応急対策、火災予防訓練、大晦日や正月のしめ縄・門松などを焼く行事、焼き畑、あぜの草や下草の焼却、農家における収穫後の苗の焼却、魚網にかかった海産物の焼却、落ち葉焼き、焚き火 など

\* 事前に消防署へ連絡するなど、周囲に迷惑のかからないように行ってください。

\* 例外とされる場合でも、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす焼却は禁止です。



可燃・容器包装プラスチック・粗大ごみに分別して一般ごみへ

紙類・布類・ペットボトルなどは資源ごみ回収や廃品回収へ

残飯などの生ごみはコンポストや生ごみ処理機で推肥化へ

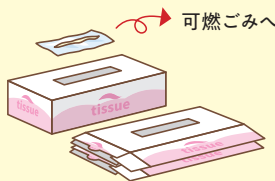
# 雑紙(ざつがみ)は資源ごみへ出しましょう

可燃ごみで最も多いのが紙・布類です。紙類は、分別することでリサイクル可能な「資源ごみ」として出すことができますので、ご協力をお願いします。



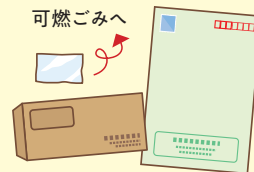
雑紙(ざつがみ)とは、  
具体的に以下に示すものをいいます。  
これらは「資源ごみ」として  
出してください!

## ティッシュボックス



取り出し口のビニール  
部分は取り除いて可燃  
ごみへ

## 封筒



窓付き封筒のセロハン  
部分は取り除いて可燃  
ごみへ

## カレンダー・ポスター



金具・ビニールやプラ  
スチックなど紙以外の  
部分は取り除いて可燃  
ごみや不燃ごみへ

## 紙箱(食品等の空き箱)



汚れのひどいものは可燃  
ごみへ  
注)和菓子等の菓子箱は  
段ボールとして回収しています

## パンフレット・はがき



ビニール加工してある  
ものは可燃ごみへ

## 紙袋・包装紙



持ち手が紙以外の場合  
は取り除く  
袋本体がビニール加工し  
てあるものは可燃ごみへ

## ノート・メモ用紙・プリント類



金具・ビニールやプラ  
スチックなど紙以外の  
部分は取り除いて可燃  
ごみや不燃ごみへ

※シュレッターした紙類は資源ごみとして出せません  
ので、可燃ごみとして出してください。

シュレッターした紙のほか、  
紙コップなど水に溶けない加工が  
してあるものも出せないんだよ。



# 生ごみの水切りはしっかりと!

可燃ごみのうち2番目に多いのが生ごみで、その大部分は水分といわれています。生ごみの水分は腐敗を促進させ、悪臭の原因となります。生ごみを出す際は、次のことを徹底しましょう。

## ① できるだけ水に濡らさない

シンク内の三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れると、水分をたくさん含んでしまいます。できるだけ水に濡らさないように心掛けましょう。



## ② しぼって乾かす

お茶がらやティーバッグは多くの水分を含んでいます。しぼったり乾燥させてから出しましょう。



## ③ ごみ出し前にひとしぼり

たまった水分を「ぎゅっと」しぼってから出しましょう。



水切りすると...

嫌な臭いが減って  
集積場が清潔に!

生ごみから出る汁で集積場が汚れたり収集車から道路に漏れ出ることもなくなります。



ごみが軽くなって  
ごみ出しもラク!

収集車への積み込みもスムーズになり、効率的に回収できます。



ごみを乾燥させるための  
費用が軽減される!

水分の多い生ごみは、燃やすのに時間がかかります。水切りをすることで、効率よくごみを燃やすことができ、焼却量も減らすことができます。



# 生ごみ処理機等の購入補助について

町では、家庭から排出される生ごみの減量化のため、家庭用の生ごみ処理機及びコンポスト容器購入者に対し、補助金を交付しています。

積極的に活用し、生ごみの減量化にご協力をお願いします。

種類	生ごみ処理機	コンポスト容器
数量	1台	2基
補助金額	上限 20,000円	上限 4,000円/基

※いずれも購入金額の1/2以内となります。

- 対象者 木曾岬町に住民登録されている方
- 申請方法 領収書を添付の上、申請書を役場住民課へ提出してください。

※前回の交付決定の日から、7年以上経過後に2回目の申請ができます。



資源ごみ

可燃ごみ

不燃ごみ

粗大ごみ

容器包装プラスチック

有害ごみ

収集できないごみ

リサイクルの森について

ごみ品目別一覧表